

第五十五回国会 農林水産委員会 議 録 第三十四号

昭和四十二年七月十三日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

- 委員長 本名 武君
- 理事 飯谷 忠男君
- 理事 高見 三郎君
- 理事 東海林 稔君
- 安倍晋太郎君
- 金子 岩三君
- 小山 長規君
- 田中 正巳君
- 丹羽 兵助君
- 藤田 義光君
- 藤田 徹郎君
- 赤路 友藏君
- 兒玉 末男君
- 柴田 健治君
- 美濃 政市君
- 神田 大作君
- 中野 明君

- 理事 倉成 正君
- 理事 森田重次郎君
- 理事 中村 時雄君
- 小澤 太郎君
- 熊谷 義雄君
- 坂田 英一君
- 竹内 黎一君
- 野呂 恭一君
- 箕輪 登君
- 栗山 秀君
- 伊賀 定盛君
- 佐々栄三郎君
- 島口重次郎君
- 森 義視君
- 斎藤 実君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 草野一郎平君  
農林省農林經濟局長 大和田啓氣君

委員外の出席者

参 考 人 赤羽 重太君  
参 考 人 池田 斉君  
参 考 人 木下 保雄君  
参 考 人 齊君  
参 考 人 池田 斉君  
参 考 人 木下 保雄君

第一類第八号

農林水産委員会議録第三十四号

昭和四十二年七月十三日

七月十三日  
委員小坂善太郎君、坂村吉正君及び鈴切康雄君  
辞任につき、その補欠として箕輪登君、竹内黎  
一君及び中野明君が議長の指名で委員に選任さ  
れた。

七月十三日  
委員竹内黎一君及び箕輪登君辞任につき、その  
補欠として坂村吉正君及び小坂善太郎君が議長  
の指名で委員に選任された。

七月十二日

中小企業を圧迫する農協事業の是正に関する請  
願(大村襄治君紹介)(第一九八四号)  
同(加藤六月君紹介)(第一九八五号)  
同(亀山孝一君紹介)(第一九八六号)  
同(竹内黎一君紹介)(第一九八七号)  
昭和四十二年産生産者米価に関する請願外二十  
三件(安倍晋太郎君紹介)(第一九八八号)  
同外三件(阿部喜元君紹介)(第一九八九号)  
同外二一件(荒瀬清十郎君紹介)(第二一九〇  
号)  
同(伊能繁次郎君紹介)(第二一九一号)  
同(太田一夫君紹介)(第二一九二号)  
同(木野晴夫君紹介)(第二一九三号)  
同(小坂善太郎君紹介)(第二一九四号)  
同外一件(神門至馬夫君紹介)(第二一九五号)  
同外一件(佐藤觀次郎君紹介)(第二一九六号)

参 考 人 中村 迪君  
参 考 人 吉田 義美君  
参 考 人 松任谷健太郎君  
参 考 人 中村 迪君  
参 考 人 吉田 義美君  
参 考 人 松任谷健太郎君

同外五件(佐藤洋之助君紹介)(第二九九七号)  
同外三十件(重政誠之君紹介)(第二九九八号)  
同(周東英雄君紹介)(第二九九九号)  
同(中馬辰猪君紹介)(第三〇〇〇号)  
同外三件(堂森芳夫君紹介)(第三〇〇一号)  
同(野原正勝君紹介)(第三〇〇二号)  
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三〇〇三号)  
同外五件(平岡忠次郎君紹介)(第三〇〇四号)  
同外三十二件(保利茂君紹介)(第三〇〇五号)  
同外百六十九件(増田甲子七君紹介)(第三〇〇  
六号)

同外二件(毛利松平君紹介)(第三〇〇七号)  
同(山田耻目君紹介)(第三〇〇八号)  
同外三件(山村新治郎君紹介)(第三〇〇九号)  
同外八件(米田東吾君紹介)(第三〇一〇号)  
同外四十一件(渡辺栄一君紹介)(第三〇一一号)  
同外二件(渡辺肇君紹介)(第三〇一二号)  
同(小澤太郎君紹介)(第三〇一三号)  
同外一件(山口敏夫君紹介)(第三〇一四号)  
同外三件(赤路友藏君紹介)(第三〇一八号)  
同外二十二件(淡谷悠藏君紹介)(第三〇一九号)  
同外四件(稻村隆一君紹介)(第三〇二〇号)  
同(白井莊一君紹介)(第三〇三一号)  
同外八件(小川三男君紹介)(第三〇三二号)  
同外二十七件(角屋堅次郎君紹介)(第三〇三三  
号)

同外二十六件(川野芳滿君紹介)(第三〇三四号)  
同外十件(久保田藤鷹君紹介)(第三〇三五号)  
同外四件(神門至馬夫君紹介)(第三〇三六号)  
同(佐藤觀次郎君紹介)(第三〇三七号)  
同外一件(始関伊平君紹介)(第三〇三八号)  
同(島上善五郎君紹介)(第三〇三九号)  
同外七件(正示啓次郎君紹介)(第三〇四〇号)  
同(周東英雄君紹介)(第三〇四一号)  
同(田中龍夫君紹介)(第三〇四二号)

同(武部文君紹介)(第三〇四三号)  
同(中馬辰猪君紹介)(第三〇四四号)  
同外十四件(成田知巳君紹介)(第三〇四五号)  
同外六件(葉梨信行君紹介)(第三〇四六号)  
同外四十六件(細田吉藏君紹介)(第三〇四七号)  
同外一件(山村新治郎君紹介)(第三〇四八号)  
同(山本弥之助君紹介)(第三〇四九号)  
同(福田一君紹介)(第三〇五〇号)  
同外一件(中村庸一郎君紹介)(第三〇五一号)  
同外三件(青木正久君紹介)(第三〇八五号)  
同(稻村隆一君紹介)(第三〇八六号)  
同外十件(大野市郎君紹介)(第三〇八七号)  
同(太田一夫君紹介)(第三〇八八号)  
同(木原実君紹介)(第三〇八九号)  
同外二十六件(倉成正君紹介)(第三〇九〇号)  
同外八件(始関伊平君紹介)(第三〇九一号)  
同(榎兼次郎君紹介)(第三〇九二号)  
同外六件(中川一郎君紹介)(第三〇九三号)  
同(中澤茂一君紹介)(第三〇九四号)  
同外八十九件(永井勝次郎君紹介)(第三〇九五  
号)

同外二件(根本龍太郎君紹介)(第三〇九六号)  
同(野間千代三君紹介)(第三〇九七号)  
同(芳賀貢君紹介)(第三〇九八号)  
同外十三件(長谷川四郎君紹介)(第三〇九九号)  
同(畑和君紹介)(第三一〇〇号)  
同外五件(美濃政市君紹介)(第三一〇一号)  
同外百四十二件(武藤山治君紹介)(第三一〇二  
号)  
同(八木徹雄君紹介)(第三一〇三号)  
同外二件(柳田秀一君紹介)(第三一〇四号)  
同外三件(小澤貞孝君紹介)(第三一〇五号)  
同(春日一幸君紹介)(第三一〇六号)  
同(小平忠君紹介)(第三一〇七号)  
同(岡澤完治君紹介)(第三一〇八号)

同(鈴木一君紹介)(第三〇九号)

同外四件(玉置一徳君紹介)(第三一一〇号)

同外十件(門可亮君紹介)(第三一一一号)

同(山村新治郎君紹介)(第三一一二号)

同外三件(赤澤正道君紹介)(第三一一三号)

同(植木庚子郎君紹介)(第三一一四号)

農業協同組合農事放送施設の助成に関する請願

(佐々栄三郎君紹介)(第三〇八〇号)

同外八件(周東英雄君紹介)(第三〇八一号)

中国産食肉の輸入禁止解除に関する請願(黒田

壽男君紹介)(第三〇八二号)

米価に関する請願(阿部助哉君紹介)(第三〇八

三号)

同(森義親君紹介)(第三〇八四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

果樹保険臨時措置法案(内閣提出第一二二一号)

農林水産業の振興に関する件(生産者米価に関

する問題)

○本名委員長 これより会議を開きます。

果樹保険臨時措置法案を議題といたします。

本案に対する質疑は昨十二日終局いたしており

ます。

これより討論に入るのでありますが、別に討論

の申し出もありませんので、直ちに採決いたしま

す。

果樹保険臨時措置法案を原案のとおり可決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○本名委員長 起立総員。よって、本案は原案の

とおり可決いたしました。(拍手)

○本名委員長 この際、ただいま可決いたしました

た本案に、島口重次郎君外三名から、自由民主

党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共

同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提

出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。島口

重次郎君。

○島口委員 私は、自由民主党、日本社会党、民

主社会党及び公明党の四派を代表いたしました。

ただいま議決されました果樹保険臨時措置法案に

対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたし

ます。

まず、決議の案文を朗読いたします。

果樹保険臨時措置法案に対する附帯

決議(案)

果樹農業に対する適切な災害対策確立の喫緊性

にかんがみ、政府は可及的速やかに本格実施へ

の移行を図るとともに、左記各項の実現につい

て十分考慮すべきである。

記

一 試験実施対象果樹として、かきその他果樹

農業振興特別措置法適用対象果樹を追加する

ことを検討すること。

二 保険金支払の充実に期するため、農業共済

組合連合会による削減が行なわれる事態の生

じないよう検討するとともに、果樹農業者の

要望に即して無事反しの実施に関する方針を

明確にすること。

三 樹体保険については、早急に調査を完了

し、試験期間中においても再保険その他の点

において、収獲保険と同様に取扱われるよう

措置すること。

四 加入者に対する交付金については、極力そ

の交付割合を拡大し、加入を容易ならしめる

よう努めるとともに、事務費については、そ

の必要額を十分助成すること。

五 肉豚、鶏、畑作及び葉たばこに関する共済

制度については、可及的速やかにその調査を

完了し、制度化についての結論を得るよう努

めること。

六 果実についても、その価格の安定策につい

て検討を加え、その対策に遺憾のないように

すること。

七 農業共済団体等の職員給与の現状にかんが

み、その改善をはかるため事務費の国庫負担

の増額につとめること。

右決議する。

以上であります。

若干決議の内容を補足説明いたしますが、第

二の削減の問題であります。できるだけ農業共

済組合連合会に基金から融資をはかるようにいた

しまして、運営の面におきましては再保険の削減

が行なわれないということを極力行政指導の面

においてとらえまして、かつ試験実施の段階にお

いてその制度を明確にしていきたいと思います。

第三番の問題は、樹体保険につきまして、試験

期間中においてできるだけ料金の算定、保険金額

等の改正に関する適正な具体的な措置をやつても

らいたいということでありませぬ。

その他につきましては、いろいろ申し上げたい

こともありますが、法案審議の過程にお

いて十分明らかにされておりますので、省略をい

たします。

何とぞ各位の賛同を得られますようお願い申し

上げまして、私の説明を終わります。

○本名委員長 以上で趣旨の説明は終わしまし

た。

別に御発言もないようでありますので、直ちに

採決いたします。

ただいまの島口重次郎君外三名提出の動議に賛

成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○本名委員長 起立総員。よって、本案に附帯決

議を付するに決しました。

この際、ただいま御決定になりました附

帯決議につきましては、その御決議の趣旨を尊重

信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石國務大臣 ただいま御決定になりました附

帯決議につきましては、その御決議の趣旨を尊重

いたしまして、十分検討の上、善処いたしたいと

存じます。

○本名委員長 なお、ただいま議決いたしました

本案に関する委員会報告書の作成等につきまして

は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○本名委員長 御異議なしと認め、さよう決しま

した。

〔報告書は附録に掲載〕

○本名委員長 農林水産業の振興に関する件につ

いて調査を進めます。

本日は、特に生産者米価に関する問題につい

て、参考人の方々の御出席をいただき、御意見を

聴取することにいたします。

本日御出席の参考人各位を御紹介申し上げます。

全国農民同盟中央委員赤羽重太郎、全国農業会

議所理事事務局長池田斉君、日本生活協同組合連

合会専務理事木下保雄君、全日本農民組合連合会

総務部長中村油君、全国農業協同組合中央会理事

吉田義美君、以上五名の方々がであります。

参考人各位には御多用にもかかわらず本委員会

に御出席くださいますこと、まことにありがとうございます。

目下本委員会におきましては生産者米

価に関する問題について調査をいたしてございま

す。本問題につきまして参考人の方々の忌憚のな

い御意見をお聞かせいただきたいと存じます。

なお、はなはだかつてはありますが、参考人

各位からの御意見の開陳はお一人おおむね十五分



系がくずれたという事実は全然ないと私は確信いたしております。

したがって、このような観点からまいりまして、一昨日政府から米価審議会に諮問をされたところの指数化方式、これは時間がございませぬのでこまかいことは申し上げませんが、きわめて現実と遊離したものでございまして、機械的、自動的のただ数字をはじくだけであつて、生産農民の努力というものは何ら勘案されておらないという事ははつきり申し上げられると思ひます。

それから、積み上げ方式にいたしましても、残念ながら私どもは、今度御諮問なさいましたような積み上げ方式はなかなか納得がいけないのでございまして、これも指数化方式と大同小異の点がございまして、特にわれわれが重視しておりますところの家族労働賃金あるいは地代、資本利子の関係におきましてきわめて現実と遊離したような数字が出てまいつておりますので、この点のほんとうに公正な手直しがならない限り、私どもはとももこれに納得は申し上げられないというのがこの心情でございまして。

したがって、今度米価審議会に對しまして政府が御諮問なさいました三方式というものは、私が冒頭に申し上げましたような前提から考えますと、何とかして低い米価で、適当に低米価にこれを押えてまいらうというお考えが背後にあつて、そういうための方式ではないかと考へざるを得ないわけにございまして、これはよく世上政治米価ということをお申しますけれども、私どもにいたしますれば、これは低く押えてまいらうという財政措置上の低米価を押しつけておるのでございまして、これは決して政治的に米価が不当に高くなつたということにはならないと、私どもそのような判断をいたしておるのでございまして、したがって、この三方式ばかりでなく、農協並びに同盟が従来から主張しておりますところの、特に昨年から主張しておりますところのいわゆる家計均衡方式、都市の労働者と農民の所得と

いうものと同じに並べるような御配慮、しかも農民が年間所得の均衡の中で一億国民に安心して米を提供できますような、そういう生産努力を生み出すような、そのような方式をこの際本委員会におきまして決断をもつて十分に御検討いただきまして、政府もしかし、それから生産者も安心していけるというような体制をほつ生み出す時期ではないか、そのような希望をもつておるのでございまして、どうぞひとつ、そのような意味合いにおきまして、本委員会で各先生方の決断と勇氣をもつて、双方、生産者も政府側も納得できるようなそういう一つの方式、それは同盟並びに農協の要求している年間所得均衡方式であります、この点をお認めいただきまして、せつかく御検討いただきますことを心からお願ひ申し上げます、私の陳述にかえたいと思ひます。

ありがとうございました。(拍手)  
○本名委員長 次に、吉田参考人にお願ひいたします。

○吉田参考人 いよいよ米価問題が大詰めにさしかつてまいりまして、私どもの気持ちとしては、いま一日として落ちついておれない心境でございまして、そういう中におきまして、本日、われわれの意見を聞いてやろうという当委員会のお取り計らい、まことに感謝にたえません。重複を避けましていささか所見を申し上げて、御先生方の十分な御配慮をひとつ特にお願ひ申し上げます。

私どもは、毎年こういつた米価の問題につきまして運動をいたしているわけにございまして、特に従来からの運動の結果反省をいたしまして、今年の場合におきましては、御案内のように、言論界あるいは財界方面、消費者代表の各位、その他関係の方々、中央及び地方を通しまして、われわれの主張をいたしております点につきましては十分御理解がいただけるような努力も特にことしはしてまいりたわけにございまして、さらにまた、米価の要求ということとあわせまして、国内の食糧需給の関係から見まして、あくまで、具体的には集

団栽培、営農団地方式等の方途を講じまして、生産の増強にも一生懸命にとめておられるわけにございまして。

こういうような中におきまして、私どもは、すでに各県の関係者の方々から先生方には十分私どもの主張し要請をいたしておりますこと等につきましては御高承をいたして存じますので、あまりくどくどいことは申し上げることを避けたいと思ひます。ただ、ただいま赤羽さんの御意見も出ておりましたように、いまのところ米価の決定は生産費及び所得補償方式によるということはこれは、もうすではつきり各々方で統一した意見になつておられるわけにございまして。

そこで、この生産費及び所得補償方式、さてその題目に沿う中身はと、こう申しますと、いま出ておられるのは、一つは指数化方式というのが出ております。一つには積み上げ方式というのが出ております。一つにはわれわれ農業団体が言つております所得均衡方式。私は勉強が足りませんのでこれらの方式の定義をここで申し上げることはできませんが、私なりにこれらの方式を考へますときに、指数化方式というのは、あたかも元金に一プラス利率というものを乗じて元金合計を出す、その元金合計をもって米価とする、いわゆる一つの掛け算方式であると理解をいたしております。そこで、問題は元金にあるわけなんです。利率はその後の変化指数を乗じてというのですから、これは一応理解はできるのですが、元金そのものがはたしてあの三十九年のときの元金で合してよいものであるか、その正当性、妥当性という点について私どもは全く納得、了解ができません。したがって、この指数化方式は、全くこれはちやうだいたするわけにはいかぬ、こういう態度をはつきりいたしているわけにございまして。

次に、積み上げ方式にございまして、これは、米を生産いたしますのいろいろな要素がある、その一つ一つの要素を計測いたしまして具体的に数字を計算する、その数字を合計いたしましたものが、これがいわゆる積み上げ方式と言われているのだと思ひます。だから、指数化方式がかりに掛け算方式ということであるならば、積み上げ方式と言つておられることは全く寄せ算方式である、こういうふうな私どもは理解をいたしているわけにございまして。

さて、いまいろいろ論議されております積み上げ方式、寄せ算方式にございまして、この寄せ算方式の中におきまして、米をつくり出します上いろいろな各要素がある。その要素の中で私どもが非常に心配をしております問題は、特に今年あたりそういう問題が若干取り上げられたかのように聞き及んでおります。ということは、あるいは付帯労働という表現であつたり、あるいは間接労働であるという表現であつたり、あるいは、若干そういうものについての手直しがあるやにも仄聞はいたしておりますが、これは、米をつくり出すことに若干の経験があり、あるいは農業に對しましての若干の知識を持つておられる方であるならばあなたも御理解がいただけるように、私どもが米をつくりおられます場合に、いろいろな自然現象に支配される。最近農機具等もどんどん使つておられますので、それを使つて作業をいたしておられます上には、故障が絶無とはい言えませんが、損傷もありません。あるいはまた病虫害の異常発生ということも当然あり得ることです。しかし、これらの事柄はいずれも予知し得ざる不測の事態にございまして、したがつて、それれに對しまして拘束される時間がある。われわれは待機時間ということを使つておられるわけにございまして、こういうような拘束されます時間というものが、いま取り上げられておられます積み上げ方式の要素の中には全然入つておらないのであります。直接実労働時間というものはつきり計測して出ておられますけれども、予知し得ない不測の事態に對應いたしますいわゆる拘束される時間、待機労働時間といふか、こういうものは要素の中に何ら考慮されておられません。しかし、實際としましては、前段申しましたように、米をつ



何千円かというところ、そうではないに、アメリカにおけるとの価格差補給金をもらった後の価格でございませうから、この辺は日本のお米の価格というものはまさにそういうような価格差補給金との関係において比較も考えてみなくちゃならないから、そういう点においては、日本は日本なりの価格差補給金制度というものはやはりきちんとしていただいで処理されるべきではないかということが消費者側の考え方でございます。

したがって、たゞいま申し上げましたような、たとえ生産費を償うようなことが必要だということにつきましては、やはり、生産関係だけの問題ではなくて、国民全体の、その意味においては消費者側の消費者米価というものにも関連したところの問題の処理なりとらえ方ということが前提となつて私どもは意見を申し上げているということでございます。

したがって、日本のたとえ工業生産というものと農業生産というものととのズレというものは、必ずしも日本だけではなくて、先進国の中にもあることとございませうから、そうでありませうれば、たまたま日本が置かれてあるいまの農産物価格云々という問題については、まさに農政のための費用というようならえ方でもって先生方に御配慮がわすらわしい、こういう考え方を私どもは持っております。そのことは、たいへん卑俗な言い方でございませうけれども、かぜを引いて熱を下げなげなげな、かぜ薬を飲むと腹が悪くなるというたようなことではいけないので、まさに熱も下げるが胃も悪くせぬような方策というものが今日薬品の場合でも考えられている。それと同じような意味において、私は、生産者米価というものをだけ切り離し、消費者米価というものを別に考えるというような政策では、もはや今日はいけないのではないかと。同時に、それは欧米においても行なわれていることであつて、いま日本においてもそういうときが来ているのではないかと。いうふうに考へて、日本生協連の中におきましては大体が家庭の主婦の意思が非常に多いのでござ

います、そういうような考え方をもち、ぜひお互いの主食なりあるいは生活というものが守られることを期待しておるのでございませう。

にもかかわらず、前段で申し上げましたように、私どもがいままでなされておりましたところの問題に主婦は主婦らしいいろいろな疑問を持っておりませうことも申し添えたいと思ひます。

そのことは、消費者のごく素朴な疑問でございますから、あるいは皆さま方におかれては笑いごとになるかもしれませうけれども、たとえて言へば、私どもがいま申し上げましたように二重価格でもって措置をせねばならぬと言いつつ、生産費としておつくりになつた価格と、よつても出てまいりましたいろいろな諸経費を乗せた、実質的に行なわれる前の本来出てくる消費米価と、質的に行なわれる前の本来出てくる消費米価と、その差というものは、いわばその点においては諸経費の上乗せをしたものであります。ところが、そういうものはそのまゝ全く額面どおりでけつこうでございませうというつもりで言っているのではありません。したがって、その間における諸経費の圧縮とでもいひますか、あるいは節約といひますか、そういうふうな御措置は、過去にいろいろあつたにかかわらず、もつともつと御検討を願つてよろしいのではないかと。そのことは、いままでのいろいろな御発表の中には、こういう数字でこういふふうにかかるといふふうには書いてあるのでもございませうが、存外、家庭の主婦側から見ますと、そういう形式的な発表だけではちよつと満足しがたい、ちよつとふに落ちないという疑問を持ちますので、むしろそういう中間経費に関する処理というものは、もつとはつきりと、どうなんだ、しかも中間経費の出でくる制度的なものについてはどうなんだということをはつきり御措置をいただいたほうが願ひしいということ、家庭の主婦でも感じておるといふことを一つ申し添えます。

それから、たとえばもう一つ、生産量の問題におきまして、日本の米は千二百万トンだ、政府がお買入れになるのは七百万トンだ、そしてあ

との残りは備蓄になりますか、あるいは生産農家が食糧として使われますか、さらにはそれは別のルートで出てまいりますか、そういうところは、生産者側の御努力にかかわらず實際流通している状況からすれば、消費者側はたいへん苦々しい感じを依然として持っております。政府側とされては、いろいろな御苦心があらうとは思ひますけれども、そういう問題をきちんとした軌道に乗せるといひますか、御措置といひますか、そういうものがきちんと整つた上で、たゞいま生産費がどれだけであり、あるいは流通経費がどれだけになるというところをおつしやうといたしませんと、何か足りなければ外国から持つてくるぞ、持つてきて百貨店で売つたけれども売れなかつたというふうな、そういうような一面的なとらえ方ではいけないのではないかと。したがって、日本の米の千二百万トンというのはどういふふうになつてゐるのか、

たとえば、加工米を抜いたといひましたも、一般的には六百万トンぐらい農家以外の人が消化していることとすれば、あとどういふふうになるのかというところについては、家庭の主婦といひます。そういうことにつきましては、今後はやはり、ほかおぼろしな、きちつとしたとらえ方なりあるいは表現というものがあつて、よつてもつて生産者価格はこれである、消費者価格はこれであるというふうなもの説明がなされていくことが大事なので、そうでありませうならば、私どもとしまして、前段で申し上げましたようないろいろな疑問があるにもかかわらず、そういう疑問を先生方のお力で説明していただきます中で、たゞいま申し上げましたような生産者のためにやはり償うだけの、そして日本の生産者がた落ちになつたりしませうだけの施策というものは、これはとらなければならぬものではなからうか、しかもそれは生産者価格と消費者価格というものを一連の問題としてとらえていただいた農業政策あるいは社会政策というものである中で消化していただかなければならぬものではなからうか、

か、こういうのが私どもの一連の考え方でございます。以上でございます。(拍手)

○本名委員長 次に、中村参考人をお願いいたします。

○中村参考人 全日農の中村であります。生産者米価が決定されるこの非常に重要な時期に私どもに米価についての考えを述べることのできる機会を与えていただきましたことを、心から感謝申し上げます。

これは当然米価の問題として一定の計算をしなければならぬ価格でありますから、そこで、計算方式というものが非常に重要な意義を持つてまいるわけでありませう。そういう観点から、ここでは私どもが米価の計算方式について日ごろ考へておりますことを簡単に申し上げて、諸先生方の深い御配慮をいただきたい、こう思ひます。

私が申し上げるまでもないこととありますが、米価の計算方式というものは、たとえは代数の式のように抽象的にあるものではないわけでありませう。そこに計算方式を組み立てるために一定の目標が必ずなければならぬわけでありませう。この目標というものが米価の計算方式の一番の前提になるいわゆる米価の算定目標といふものであります。この算定目標に従つて、その算定目標を計算するための一つの道具として米価の計算方式といふものが組み立てられるわけでありませう。したがって、こういう観点から考へますと、よくジャーナリズムなどで、国会で御審議される米価問題などについて政治米価だといふ批判のことばを述べようなことがございませうが、もともと一定の算定目標を置きまして計算する米価である以上、そこに政策的な観点が入るのことは当然のこととありませう。政治米価といふことは統制価格のもとにおいては当然のこととしてわれわれは考へております。したがって、この政策米価、さらに広く言うならばこの政治米価をどういふ内容のものとして組み立てるかという観点から、私たちは算定方式を日ごろ考へておる次第であります。

そこで、私もはしからばどういふ立場に立つた算定方式の実現を望んでおるか申しますと八〇%パルクラインによる生産費及び所得補償方式によって米価をぜひおきめ願いたいと長い間お願いしてまいっております。この方式につきましましてはいろいろの問題もあることは承知しておりますが、三十九年まで農協のほうも、われわれがいま考えておりますのと同じ算定方式で米価を計算されて、米価要求の運動をされてきたわけでありまして、この算定方式をとりまして私どもの米価の算定目標をどこにおいておるかという点について、すでに御承知の諸先生方を前に置きまして恐縮でありますけれども、簡単に申し上げさせていただきますかと思ひます。

今回の米価審議会に配付されました農林省の米の生産費に関する資料を拝見いたしますと、四十年産米の石当たり生産費を見ますと、平均が九千八百四十七円となっております。この石当たり生産費九千八百四十七円にかりに米価をきめるといたしますと、この階層の農家にとって償う米価になるかというのを同じ資料で考えますと、この九千八百四十七円に償う階層およそ一ヘクター以上の耕作農家であることが農林省の資料によつてはつきりと出ております。したがひまして、かりに平均生産費で米価をきめるといたしますと、一ヘクター以下の農家 すなわち、一ヘクター以下以下の農家といふと米販売農家の約七八%を占めております。これも農林省の資料でございます。そういったと、平均の生産費で米価をきめるといたしますと、米販売農家の約七八%にとつては赤字米価、つまり、再生産と所得を補償されないという結果が出てまいるわけでありまして、さらに、この問題を米の販売量によつて農家にあてはめてみますと、五十俵以下の販売農家は総販売農家の約七八%で、これも資料にございまして、この五十俵の線で切つてみましたときに、先ほど申し上げました平均生産費九千八百四十七円で生産費を償ひ得る農家は、五十俵以上の販売農家になつて初めて再生産をこの平均生産費で補

償される、そういう計算になつております。私どもがここでぜひお願いしたいことは、零細農家、日本の農業の零細性の問題についてはいろいろの問題がございまして、当面われわれの眼前に生きて働いて米をつくつておる農家、特に規模の小さい農家に対しては再生産と所得を補償できるように米価をぜひ実現していただきたい。これが、私たちが長い間政府にもまた国会にもお願いしてまいつております米価算定の具体的な目標でございます。

この目標に立ちまして、八〇%パルクラインによる生産費及び所得補償方式で米価をきめていたいただきたいという願ひなのであります。この立場から若干今回米価審議会に出されております政府の三つの諮問の基礎になつた算定方式について触れさせていたいただきたいと思ひます。これにつきましましては、私の前の参考人の方々からいろいろ御意見が出ておりますので、重複しないように申し上げます。

やはり、一番私たちが反対しなければならぬのは指数化方式でございます。指数化方式というのは、もう御承知のように、非常に間接的な手法を用いた計算方式であります。これは、この方式を提唱された小倉さん自身が、三年後にはこの指数化方式によつて算定される米価が適切かどうかについてはあらためて検証する必要があるということをはつきり申しております。こういう間接手法で算定される価格というものは、それが生産費と所得を償つておるかどうかを毎年あらためて検証する必要があるわけでありまして、この検証の材料になりますものが、生産費と所得を補償すべき米価であります。したがつて、検証されなければならぬようなそういう算定方式から導き出される価格というものは、基本的にそういう弱点を持つております。この指数化による指数の問題もございまして、私が口はばつたく申し上げるまでもなく、諸先生方御承知のところでありまして、省略させていただきます。

それから、積み上げ方式と言われるものに二つ出てきておりますが、この積み上げ方式の中身を見てみますと、政府がいろいろ苦心をしておるとはわかりませんが、一つ重要な問題をこの積み上げ方式では見のがしておると思ひます。それは、農民の米をつくる労働生産性の成果をどのように農民に帰属させるかという観点から全く欠けておまして、非常に残念であります。小作料増額する方向に道を切り開くおそれがあるかと思はれるような形で地代評価の問題を打ち出してきておるといふ点であります。私どもは、そういう計算の方法ではなくて、考え方はなく、あるいはそういう政策的な立場ではなくて、いままでは、私たちが申し上げる問題がありましかれども、農業の近代化ということで、あるいは構造改善政策あるいは自立経営農家の育成というふうな方向で農業の生産性向上のために農民が努力をしておられたその成果を、やはり米価を通じて農民に配分するという観点から考えていたいただきたいと思ひます。この点は、農林行政としては、農業の一端でございますけれども、葉たばこの収納価格のきめ方よりはるかにおくれておる点でございます。と申しますのは、葉たばこの収納価格をきめる際には、労働の生産性の向上の半分は農民に返すという観点に立つて収納価格をそれだけ引き上げる措置をとっております。生産性の向上、これは労働者の賃金も同じことであります。これは労働者の賃金も同じことであります。生産性向上に見合つてその労働所得を引き上げていくという立場に立てば、新積み上げ方式というふうな私たちにほかなかなかり解し得ないようなそういう算定方式ではなくして、農民の自家労賃の評価を高めることが労働の生産性を農民に帰属させるということになりますので、そういう方向で算定方式の改善をぜひお願いしたいと思ひます。

この観点においても、満足させるものが、私どもの見解といたしましては、八〇%パルクラインによる生産費及び所得補償方式であると考へております。この考へに立ちまして、全日農では、こ

とし一俵一万一千円の米価はぜひ実現させていたいただきたいとお願いしておるわけでありまして、以上であります。(拍手)

○本名委員長 次に、池田参考人をお願いいたします。

○池田参考人 先ほど御紹介にあずかりました全国農業会議所の池田でございます。本日は、当委員会におきまして、われわれに参考人として意見の開陳の場を与えていただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、先ほど来いろいろお話がすでにごさいます。農業会議所も、農業団体の一員といたしまして、農協に統一米価の要求ということで今日皆様方いろいろお願ひを申し上げておるわけでございます。考え方は全く同じでございます。ただ、米審等で議論が今日いろいろ展開されておりますけれども、米審の中の議論を聞いておりますと、政府自身がわれわれの団体の考え方を採用しないで、ほかの考え方に立つて、御承知のように指数化方式あるいは積み上げ計算方式というふうな形で諮問をされ、これをめぐりましていろいろ議論がされております。特に、中立系の委員を中心として、指数化方式を堅持しようという空気がかなり強く、議論が行なわれておることを実は聞き及んでおるわけでございます。われわれは、どうしてもこの指数化方式には正面から反対をしなければならぬ、こういう立場におるわけでございます。先ほど中央会の吉田理事からもお話を伺ひましたので、あらためてこれに対する問題は申し上げる必要はないと思ひますが、農業会議所といたしまして、米をめぐる最近の論争点、そういう問題につきまして、われわれの考え方をお手元に資料として差し上げてございまして、あとでいろいろ御参考にお読みをお願いしたいと思います。

特に、この指数化方式につきましては、三十九年度の米価を基礎として、これに稲作の生産の変化率をただ機械的にかけていく、こういうこと

て、われわれは、三十九年の米価そのものの基礎が非常に問題である、こういう立場から、この問題につきまして昨年いろいろ指摘をし、そういう点に対する考え方を批判してまいったわけでございます。本年も同じような考え方もしまかり通るといふことになりまして、これは、稲作の生産の姿といふことを全く理解しない形で、強引にただ掛け算で押し切ってしまう、こういうことに相なるわけでございまして、その辺の問題につきましては、皆様方のところでも十分御検討を願いたい中心の問題点でございます。

それならば、積み上げ計算方式はどうかという議論に相なるわけでございます。

これにつきましては、先ほど日農の方からお話もございましたように、昭和三十九年までは、考へ方は政府とはかなり食い違っておりましたけれども、同じような問題を整理しながら、毎年これらの問題につきまして、特に国会の先生方各位の御努力を背景として、改善すべき点は改善をしてまいりました。そういうことが三十九年の米価方式であり、水準になっておったわけでございますが、そのこと自体に問題がある。

そこで、本年米審に出されておる積み上げ方式の中身を見ますと、その中に昨年とは若干違った変化が出ておることは、すでに御案内のとおりでございます。一つは地代の問題であり、一つは付帯労働の問題でございます。

地代につきましては、農業団体は、すでに皆様方にお願いを申し上げておりますように固定資産税の評価額を売買の実際に修正をいたしまして、それに農協の利子をかけては、こういうことをお願いをいたしておるわけでございますが、その一部を採用いたしまして、地代につきましては、若干従来の考え方を捨てて、特に関心が高い計算方式では捨てて、こういう片りんがあらわれておるわけでございます。お手元の資料に、地代の問題につきまして若干数字的なことを入れまして差し上げてございますので、それをごらん願いたいと思つてございしますが、われ

われの考え方でまいりますと、この試算1、これが農業団体の主張でございます。この中にありまじやうな、いわゆる正常売買価格に修正する、こういう問題を採用しないで、固定資産の評価額そのものに利子をつけて、それで資本利子という形で地代を出す、これが目下政府が米審に出している考え方でございます。

われわれは、地代といふものについてもう少し客観的にものを考えてまいりますならば、農地の売買の調査といふものは農業会議所も行なっておりますし、また不動産研究所も行なっております。また御案内のとおりでございます。その新しい数字の過去三年をとりまして、その中庸点を考えますと、その試算2にありまじやうに、二十一万六千二百七十七円、これは不動産研究所の第三者の数字をとりまじやうに、この数字があることは御案内のとおりでございます。これと具体的に水田の売買が行なわれているわけでございます。しかし、これにつきましては、いわゆる買い足しと申しますか、全体の農場単位での売買といふものがわが国において行なわれていないというふうな実態との関係におきまして、これをいわゆる農場単位の売買といふような形での考へ方に修正をするといふようなことになりまして、十一万八千九百十九円、こういう数字になるわけでございます。

これに利子をつけて出しますと、ここに試算が出ておりますように、石当たり千九百五十五円。私どもは、きわめて客観的にものを売買というふうな筋からこの地代の問題も考えますと、千九百五十五円といふのが正当であると思つております。しかしながら、こういう数字の基礎につきまじやうに議論も出てまじやうな、少なくとも自治省という政府が固定資産といふものをはつきり評価をして、政府が権威があると思つて、少くとも政府がそれをきめて、少くとも政府がそれをきめて、そこで、この数字を正常売買価格に直して、これに利子をつける、こういうふうな考へ方で地代の問題を本年は何と

しても取り上げていただきたいといふことを特

にお願い申し上げたいと思つております。

これで試算をいたしますと、この面だけでもわれわれの要求に一つ近づくわけでございまして、かなりの金額がこれで上乘せになるというふうなことが実現できるわけでございまして、この点は特に御要望を切に申し上げたい一点でございます。

それから、農業団体の中で昨年から、実際は一昨年からでございますけれども、特に昨年からの労賃の計算につきまじやうな議論があつたといふような立場におきまして、少なくとも最も明快にわかりやすいといふような意味におきまして、都市の労賃と生活費と所得と、稲作から出る所得、これから逆算をして労賃の評価を出す、こういう考へ方をわれわれは強く打ち出しておるわけでございまして、この問題につきまじやうな御理解が得られない、労賃の舞台におきまじやうな議論が中心になつて展開されないうこと、非常に残念に考へておるわけでございまして、非常に残念に考へておるわけでございまして、それが、いわゆる政府が考へておる指数化方式は論外といたしまして、少なくとも積み上げ方式の中で一体労賃問題をどういふふうな捕捉しようとして努力しているかといふような一、二の例をいたしまして、実はお手元に資料として差し上げてあるわけでござい

ます。ことしは、付帯労働という形で一・五時間というものが米審の資料の中に新しい要素としてあらわれておることは御案内のとおりでございます。しかし、これは、いわゆる共同作業をするとか、あるいは農薬の共同散布をするとか、そういう場合の一部の打ち合わせの時間といふようなものだけをとりまして、農業団体の調査では、その他いろいろ管理労働に含まれます問題があるわけでございまして、そういうものは全部オミットして、一・五時間といふわずかなものだけをちよこつと頭を出している。こういうふうなことは絶対に了解できないわけでございまして、特に農業会議所がことし調査をいたしまして、そうい

う問題が一体どういふ実態であるかということ、これもお手元に一応御参考のために資料として差し上げてございまして、それをひとつごらんを願いたいと思つております。一番しるの付表でございます。なお、これに対する調査は、お手元に調査の調査表も差し上げてございまして、われわれは良心的にこの調査をやつたつもりでございまして、これに基づきますと、その資料にもございまして、五、七四時間といふことになりまして、五百八十八円、こういう数字がいわゆる付帯労働、管理労働として出てくる。われわれが五百九十五戸の農家につきまじやうに詳細に調査をした集計でございまして、これは時間にはございまして、手元にございまして、五、七四時間といふことになりまして、これにございまして、その中の一・五時間だけを政府は一応ちよこつと出して、実はこれが現状でござい

ます。特に、われわれの調査では、付帯労働は、単に時間がかかるということではなくて、付帯労働に伴ういわゆる物財費といふものがあることは常識でもわかるわけでございまして、たとえば、集會に参加するといふことになりまして、それに伴う交通費も要ります。また、簿記の記帳をするといふことになりまじやうな、簿記の帳簿も要るわけでございまして、また、技術研修に行くといふことになれば、当然旅費も要り、また、オートバイで行く場合にはガソリン等も要るといふようなことが当然あるわけでございまして、この際そういう問題につきまじやうな物は、面も実は調査をしてみたわけでございまして、そういたしますと、十アル当たり、物財のほうでは三百八十二円、こういう数字が具体的に出現するわけでございまして、それらを含めると、試算の結果としては、五百八十八円、実はこういう数字が石当たり出るわけでございまして、政府はその中の一部しかとつていない。しかも、話を聞いてみますと、政府は管理労働につきまじやうな数字は調査をやらなかつた、昨年の調査の数字をことしそのまま置きかえて、われわれ従来ずっと長い間この調査



すね。したがって、農業生産性の向上のメリットの問題を考えます場合に、工業生産のメリットを受けながら、今度は逆にもう一つ農業の生産性のメリットをさらに受けたいという理論的な問題等が出てくるのでありましようし、また、いろいろな付帯労働費の計算にいたしましても、利潤の概念を入れてまいりますと、おのずからやはり考え方が変わってくるということが考えられますので、将来の研究課題として、十分理論的に説明できるような意味でひとつ御検討いただきたいと思います。

第二の問題。先ほどからお話もありましたが、三十九年度の米価を基準としての指数化方式、これは、三十九年度の米価が、いろいろなわけのわからない加算金であるとか、あるいはいろいろな不合理な要素を持っており、これをもととして伸ばした指数化方式であるから、これは適当でない、私もまたそう思っております。しかし、もしこれと皆さん方が主張しておられる方式を採用されたらとしました場合に、毎年毎年同じようなこと

いったお米の騒ぎを繰り返すというのは非常に私にはばかげたことだと思っておりますけれども、かりにことし、基本的な考え方が一致して、そうして、全部の人の納得を得るということはできないにしても、大部分の人が大体これならばという方式が採用された場合には、指数化方式ということばが適当でないかもしれませんが、やはり一定の変化率をかけていく、未来永劫にということとはどんな方式でもだめですけれども、少なくとも三年間くらいの間は大体こういうことではないかという事で、こういう毎年毎年の米価騒ぎをやめていったらどうかと思うのですけれども、この点についてはいかがお考えになつておるか、お伺いします。

○吉田参考人 ただいまの御質問でございますが、これは、私も一つの組織を持ちまして、特にことしの算定要領につきましては前年の暮れ以来もうたびたび会同いたしました、そうしていろいろな検討をして、組織としまして一応こういう方式を確認をいたしまして、それぞれお願いしている、こういうことなのでございます。したがって、この算定方式というものをもし変えるところかどうかということになりますと、一応これは組織全体でさらに検討をいたしました結果でなければ、それに対して責任のある御回答を申し上げることができぬのであります。

○倉成委員 私、いますぐこれに御回答を要求するのではなくて、やはり、そういう基本的な考え方が一致すれば、やはり毎年毎年議論の種を起すことはいくということ、これはある程度やむを得ないかもしれせんけれども、なるべく避けるのがベターじゃなからうかという意味で御質問を上げました。

そこで、時間がありませんから第三の点。お米の産地がいま御承知のようにだんだん北のほうに移つてまいりまして、いま日本で一番稲作面積の広いのは北海道です。新潟をはるかに追いついた。反収は低けれども稲作面積の一番広いのは北海道ということで、地域・地域の実態によつて、稲作の、また米価の農民の経済に及ぼす影響は非常に違うと思つておりました。したがって、全国一律の米価、これはもちろん大きな意義がありますけれども、その地域・地域によつて受け取り方が非常に違ふ。そういうことを考えてまいりますと、先ほど池田参考人から御発言がありましたように、米価と構造政策というのを全然切り離して考えていくという事は、やはり非常に間違ひではないか。やはり、米価決定の際に、構造政策というか、もつと生産費を安くし、またいろいろな農業用資材が値上がりしないような施策というのをあわせて考えていくということが、ほんとうに農民の経済にプラスするゆえんのものであらうかと思つておられますが、米価と同時にそういう構造政策に

○池田参考人 御質問の趣旨がちょっとのみみだめ

ない点があつたのですが、米価決定の中に構造政策の要因を入れる、こういう御質問ですが、米価は構造政策とからみ合う問題で、先ほど申し上げましたように、できるだけコストを下げて、それほど高い米価を要求しないで済むような生産構造が早くできる、そういう国の基本的な政策というものを、おそろく生産農民はみな待望していると思つておられます。したがって、それがなかなか追いついてこないといういまの現状におきまして、これだけの米価は最低限要求しなければいけません、こういう要求に変わつておられますので、その米価の中にそういう要素を――それじゃおくれいている分をどういうふうにある程度加味するか、こういう御質問かと思つておられますが、それは確かに政策論としては十分お考えになつておられるべき問題ではないかというふうに考えますが、そうなりますと、昨年のように五十億をまた別にとか、こういう議論に発展する危険がございますので、私は、そういうことではなくて、やはり農民が率直に要求している米価そのものでこの問題を解決していただきたい。これは私個人の意見になるかもしれませんが、そういう考え方でございませう。

○吉田参考人 倉成先生の御質問でございますが、私も、おっしゃることはよくわかります。ただ、当面の問題としましてはこの米価ということにしほつてやつておられるわけですが、農政問題が米価問題だけであるという考えはちつとも持つておりません。その点は先生の御意見と私も全く同じ意見を持つておりますが、そういう問題につきましましては、いま十分気がついておられるわけでございますので、今後さらに、全体的なよりよき農政の確立というところにつきまして、また十分先生方をお願いを申し上げます、御配慮いただかなければならぬと思つておられます。

○本名委員長 東海林君。○東海林委員 各参考人からたいへん貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。御意見の中に一部ありましたように、これまでの米価のきまり方が一体どういふ理屈でどういふ経過をたどつて決定されたかという点が国民にあまり明らかでないために、いろいろと国民から米価に対する不満あるいは協力が足りないというふうな面が出てくるというふうな、私もまた考えられているわけですが、御承知のように、いま米審の意見を聞いて政府の責任で定めるわけですが、米審も先般米秘密会になりまして、せつかくの論議が国民に明らかにされておらない、こういうふうなこともあつて、はなはだ残念なのであります。私も、米価というものは国民全体の生活にとつて非常に大事な問題でありますし、また米作農家にとつてもたいへんな問題である、また国の予算にも関係するといふ問題からしまして、基本的にこれは国会で定めるべきだ、という主張を持つておられるわけですが、直ちにそういう法的制的な措置が不可能であるという現在におきまして、せめてやはり国会の場においても十分各方面の意見も出していただき、また政府の意見も出していただき、また国民の代表である議員の意見も十分出し合つて、そうして政府が生産者も消費者国民もほんとうに納得できるような米価をきめるといふ努力をすべきであるという観点からしまして、いままではそういうことがなかったものであります。今国会から、米価については二日、米審の開かれる前に米価について一日、政府を呼んでいろいろと論議をしたわけですが、本日皆さんにおいでいただいた、また各方面の御意見を伺つたわけでありまして、そういう観点で、きょうは皆さんの御意見たいへんありがたかつたと思つると同時に、こういう機会を持つておられる一人でございますので、特にその点深く感謝したいと思つておられます。そこで、私はごく簡単な御質問を一、二申し上げ

げたいと思います。

まず木下参考人にお伺いしたいのであります。先ほど参考人は、生活協同組合の組合員である多くの主婦の意見として、いろいろと米価について疑問を持つておられるという点を具体的に話したくなったわけでございます。そこで、これはきわめて端的な、また幼稚なお伺いで恐縮なんです。いまの米価を一体高いと考えておられるかどうか、安いと考えておられるかどうか、どういふ感じを持っておられるだろうかという点を、もし把握されておられますれば、ひとつお話しただきたいと思ひます。

それから、第二の点ですが、これは赤羽参考人あるいは池田参考人のどちらでも、あるいは吉田さんがお婦りにならなければ吉田さんに伺いたいのですが、皆さんの支持されている所得均衡方式、これは、いまの農業基本法の中でも農家と他産業従事者との格差をなくして生活を同じようにするというのが最大の目標に掲げてあるわけでありますから、米価決定にあたってもそういう立場から所得均衡方式というものが出てきたのじゃないかと私は推察するわけです。そこで、お伺いしたいのは、これは多くの国民の中の素朴な疑問でありまして、農政の立場から言うと、百姓を一生懸命やつたらはかにかせぎや兼業などしなくても食えるような農政というものが大事なんじゃないか。ところが、皆さんの算定方式からいいますと、いわゆる都市労働者と農民の所得均衡方式ということで、算定方式としては、農家の総所得の中からまず他産業の兼業所得を差し引き、さらに米作以外の所得を差し引いて、その残りから今度は米価をはき出したという算定方式のようにならぬか。確かに兼業は現実としてあります。農政の方向としてはそれをなくするような方向でなければならぬのじゃないか。そこで、その兼業を前提と見られるような算式は一体どういふことなんでしょうかという疑問がある

わけです。私もその疑問を持つ一人でございますので、その点を御説明いただきたいと思ひます。

次に、中村参考人にお伺いしますが、中村さんのほうに、農家の労働に対する報酬と都市労働者の報酬というものは同じでなければならぬ、こういうような立場のように伺いますが、実は、農産物価格の場合に、米をはじめ畜産物、いろいろとありまして、その場合にも、具体的にはどの程度の都市の労賃というものが農業と見合う労賃として一体適当なのかということ、いろいろ議論があるわけですが、また、政府が現実採用している農産物価格の自家労賃の算定につきましても、いろいろと差があるわけですね。そこで、中村参考人のほうとしては、現段階においては米に關しては一体どの程度の都市労賃というものを適当と考えておられるか、その点についての御説明をお願いしたいと思ひます。

以上、三点であります。

○木下参考人 いま東海林先生のおことばでございますが、高いか安いかわからないという方はいろいろあるかと思ひますが、一つの考え方でこれを主婦がきちつととらえて、粉食と粒食とどちらなんだというふうなことでいきますと、私は、存外粉食のほうがずいぶん金がかかるようになってきているという点を主婦は感じておることと思ひます。パンだけ食うというわけにはいきませんから。ですから、そういう意味においては、家計簿の活動なんかずつとしております関係では、やはり金がなくなつて粒食にしてきたという傾向は幾つかございまして、そういう意味では、粉食と比べると上において、米を中心としたものを食ひ方の中ではどういふふうな評価しているのかということの一つのあらわれかと思ひます。

しかし、もう一つ別の角度で、米の価格が特に消費者米価というふうなへ今度は影響してくる、これが家計をどういふふうな圧迫するかということにつきましても非常に強い関心を持つておる。これは、米がほかのものでかえられないものである

ということも事実であります。同時に、これが中心になつて他の物価へ影響を及ぼす性格を多分に持つておりますので、そういう意味において、絶対値というよりは、生活費の中において占めるウェイトというものにおいては非常に高いということを感じますので、主婦としてはその点は非常に鋭敏にとらえるものであるというふうな考えです。

ですから、お答えにはなりません。絶対値の高低ということではちよつととらえにくい問題かと存じます。

○赤羽参考人 東海林先生の御質問にお答え申し上げますが、先生の御指摘どおりでございます。われわれは、専心農業を経営いたすことによりまして家族を含めての生計が立つように、そういうことではかねがね要望してまいつておりますけれども、現実には、日々刻々に兼業の形が進みまして、都市近郊におきましては、私は長野県でございますが、すでに八十数%というふうな形が出ております。これはすでに米価の算定の中ではなかなか解決したい問題である。ですから、これは、総合農業政策の中ではつきりした新しい農業政策が確立されまして、その中で食糧自給政策も含めまして解決されることを心から希望をいたしております。ただ、この際そういう情勢の中でそれを兼業の關係まで含めまして要求してまいりますことは現実的ではない、きわめて控へ目に現実的に一歩一歩解決をしていただきたいということで、それは差し引いてございまして。

○中村参考人 お答え申し上げます。結論から申し上げますと、私どものほうでは、農家の稲作の自家労働は、都市の製造業規模百人以上の男子賃金で評価していただきたいという主張を持つております。これについて若干御説明させていただきます。先ほど倉成先生の御質問の中にもありましたように、農民の稲作労働と都市の労働者の労働の質が違ふことは私たちが十分承知しております。その質の違ふ労働を相互に比較して、その比較の上に立つて農家の稲

作労働を評価するということは非常にむずかしい問題を含んでおりますが、この点について私どもは次のように考へております。

まず、百人規模をとりましたことは、先生方御承知かと思ひますけれども、政府の三公社五現業の現場労働者の賃金をきめるにあたりまして、一昨年政府は民間の製造業規模百人以上の労働者の賃金を基準にしてきております。この基準にわれわれはのつとつたわけでありまして、なぜのつとつたかというその理由につきましては、おおよそ二つございまして。

一つは、政府の關係機關で働く実際の労働者に政府がその程度の労働賃金を保障しようとするならば、食糧管理法によつて政府に米を売るように義務づけられ、その食糧管理法の堅持に協力しておる農民にも、政府がそのような労賃算定の基準をとつたのであるならば、せめてその程度の労賃は農民にも米価を通じて実現していただきたいというのがその第一の考へ方でございます。

もう一つには、労働の質の問題に入りますけれども、この質の問題、非常にむずかしいわけでありまして、御承知のように、労働科学研究所というところがありまして、その労働科学研究所で、これは相当以前の調査であります。農業労働、特に稲作労働のその激しさについて調査した結果、稲作労働は都市の製造業と匹敵する熟練度と強度を必要とするということが、おおよそ労働科学研究所の調査結果から出てきております。その点を私どもは一つの基礎にいたしまして、まず製造業の労働が稲作労働と比較して同じ強度と熟練度を持つつというふうにとつたわけでありまして、この場合、しからば質の問題はどこに入つてくるかと申しますと、われわれの考へでは、その熟練度というところに質の問題が入つてくる、こう理解しております。と申し上げますことは、釈迦に説法でございまして、稲作労働の質を都市の労働に求めらるならば、これは都市の製造業である。製造業で質の高い労働が要求されておるわけでありま

すから、それに比準し得るのがやはり稲作労働であるというぐあいに考えまして、そこで、質の問題を労働科学研究所の調査の上に立って私たちは考えている、そういう立場でございます。

○本名委員長 中村時雄君。

○中村(時)委員 きょうはまた参考人にお忙しい中を、しかも米価の決定を目前に控えて御出席願ひ、いろいろ高邁な御意見を承りましたことは、党をあげて深く感謝する次第です。

そこで、私、四、五、五、五にしばりまして、個々の項目という問題はまた何かの機会にお教え願うとして、概念的な問題についてお尋ねをしてみたい、こう思うわけです。

まず一番に吉田さんと思つたのですが、吉田さんがいらつしやらないので、池田さんにお尋ねをしてみました。

先ほど倉成委員からもおっしゃいましたが、毎年毎年定期的にこの大会をつくつていらつしやる。この大会の意義、なぜ大会をつくらなくちやならないのか、そういう観点に対してどういう考え方を将来持つていらつしやるか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○池田参考人 これは吉田参考人のほうにお聞きを願つたほうが適切だと思ひますが、われわれの農業会の系統におきましても、毎年やはり大会を、それほど大きくはございませぬがやっております。この問題は、先ほど来いろいろ申し上げましたように、現在全国の農家で稲作農家が圧倒的に多いし、また、稲作収入に依存して生活をしてゐる農業者が圧倒的に多い。そういう意味では、農業政策の中で何と申しても一番これは関心のある問題であり、また、下からの非常に切実な要求が強い問題である。それに対応して政府は必ずしも十分な納得する米価を——いまの食管法のためまでこれは自由販売でございませぬから、そういう形におきましては、どうしても政府にその不満を含めて実態を理解してもらおうという形であらう大衆的な動きというものが起こつてくるのはやむを得ないと思ひます。しかし、先ほど

倉成先生からお話ございましたように、こういう問題について、ほんとに十分納得のできる米価水準というふうなもの、これがはっきり農業者側にも納得できる、こういうことが一たびはっきりいたしますならば、おそらくこういう運動というものは今後は変わった形におさまして出てくるのではないかと、われわれ中央の農業団体がそういう役割をになつていろいろやればよいのであつて、何も大衆動員をするようなことはしなくても済むのではないかと、いろいろ考えますが、いまの段階ではこれはやむを得ない一つの形ではないかと、いろいろに理解しております。

○中村(時)委員 ということは、米価の決定に不満があるという一語に尽きると私は思ひます。

それで、そういうことで、たとえば米価の決定において所期どおり目的を達したとしても、少なくとも現在の農地の配分状況というものは、北海道あるいは四国、九州、おのおの違うわけなんです。そうすると、一方においては都市の労働者と農村との均衡をはかつていく、労賃の適正化というのを唱えておきながら、実際にはいまのまの形態でいくと農民自身の中に階層分化が起こつてまいります。一方は所得が多くなり、あるいは保有米だけ持つておる農家は所得がない。私が言うのは農家ですよ。農家の階層としての分化がおのずから起こつてくるという考え方が出てまいります。それが、それと米価とを結びつけた場合に、どういふふうな農家の前向きの姿勢がとれるか、そういう問題を一点お聞きしておきたい。たとえば具体的に言いましたら、北海道では三町歩、四国では五反歩となりまして、米価だけを焦点に合わせますと、一つの階層分化になつてまいります。その場合に、少なくとも農業会議所あるいは中央会において、農家というものを前向きにするところの基本的条件というものはあるはずであります。それに対してどういふ考え方を持つていらつしやるか。

○池田参考人 なかなかむずかしい御質問で、簡明に申し上げるようなことばを持ち合わせないで恐縮なんです。お話しのように、農家の階層分化が、北から南にわたつてかなり様相が違い、また、東北地帯におきましても最近階層分化が起つてきている。そういうものに米価の水準をどう合わせるべきか、農家の気持ちも納得されるか、そういう米価の問題の御指摘だと思ひますが、この点につきましても、確かに稲作の比重がそう大きくない農家、それから単作地帯のように稲専業の農家、こういうことによつて、米価に対する農家の要求の度合いというものはおのずから違ふと思ひます。たとえば、われわれの大会あるいはその後

の運動にいたしても、やはり何と申しましては、米作地帯が一番たくさん東京に集まつてまいります。また、熱気を含んでおる。これは事実、現実でございます。ただ、地域別にそれほど分析しておりませんから、わかりませんが、やはり先ほど高度成長のことを申し上げたけれども、たとえば東北地帯におきましても、一町五反から二町といへば、十分ではないが、一応農業にある程度専門業しなければなりません。しかし、さらに農業の規模を減らしてほかに転業するといふような環境はなかなかない。むしろ、そういう層が米価に対する要求が一番強いと思ひます。新潟県におきましてそういう調査をいたしました場合に、結局そういう階層をどういふふうな政策としてささえていくのか、あるいはもつと専門的なものには仲ばしていくのか、あるいはもう農業についてはある程度あきらめるが、そのかわりにほかの職業があるか、そういう点の政策というものが、やはり米価問題のエネルギーの一つの問題になつておるといふふうに私は考えておりますので、お答えになりませんが、その辺のところにはこの米価問題のほんとうにきびしさがあるのではないかと、こういう感じを持つております。

○中村(時)委員 あなたのようなお考えを進めていくと、ただ上げていただきたい、どうか努力してもらいたいというお願いばかりになつて、本質

的なものが隠されてしまふのではないかと、うらに思つておられる。たとえば、先ほどあなたが農家労働賃金の問題の点を強調されました。ところが、農家労働賃金にいたしまして、都市の労働賃金に見合うところの農家の労働賃金となりまして、都市においては御承知のように年に二回の昇給をやつておられます。ところが、実際の農村のほうでは、農家というものは周期があります。一年に一回しかとれません。そうすると、片一方のほうは上がつていくが、片一方はかりに予定どおりに達したとしても、そのあとを追つていくようになつてまいります。そこには格差が生まれてきます。その格差に基づいてこれを農家に還元させていくような場合には、どういふふうな考えをお持ちしておりますか。もう一步深く突っ込んでお話ししてみたいと思ひますので、その点から伺つてみたいと思ひます。

○池田参考人 だんだんむずかしくなつて、弱るのですが、なるほど米価は労賃の一年あとを追いかけていくというふうなところに、非常に政策的な配慮を十分見てもらわなければならぬというのが、われわれの主張の立場にも相なつております。特に、ことしの春闘の相場は少なくともことしの米価にははね返つてこないということが現実でございます。これは計算上いろいろ数字を出すために間に合わないといふようなことから、やむを得ずこうなつて、過去一年の最も新しい時点、特に春闘等が十分反映してない。こういう問題こそ政策的に配慮——私は政治米価ということとは、ことばとしてはあまり好まませんが、少なくとも政策的に配慮をする一つの要素である、これこそ国会の先生方に十分御配慮を願つて、適正な米価をきめていただく、こういう問題点だと思ひます。

○中村(時)委員 そうなりますと、だんだん煮詰まつてくるのですが、非常に大事なことで、要するに、そうなるにつれてくる焦点は、労賃の問題がやはり重点になつてくる、私はそう思つておられる。労賃ということになると、中村さんにも

尋ねたいのですが、私は労働の価値だと思ふ。農業は労働と資本と土地といわれておりますが、そのうちの労働の価値というものは、労働の生産性に伴うところの投下労働に対する適正なる価格をきめていく、こういうふうな考えられてくるわけです。そうなるべきならば、いままでの農業労働賃金というものを考えた場合に、昔におきましては地主がその労働賃金のほとんどを小作料としておつた。その後、ペリテイ計算によつて政府が肩がわりしてとつておるだけである。そういう意味において、私は米価闘争の根拠というものは、労働賃金、それは家族労働と言つてもいいでしょうね、労働賃金を適正に農民の中に、悪く言えば返してこいということだろうと思ふ。そのことが基本になつてこそ、私は米価闘争の基本が生まれてくると思ふのです。すなわち、そのことによつて、ほかの農産物価格にまでも労働投下に対するところの労働の適正なる賃金を要求する一つのあり方が生まれてくるのじゃないか。そのことは、すなわち、労働組合におけるところのベースアップと同じことだという観点があるからこそ、私は、この大会というものが意義を持つのではないか、こういうふうな思つておつたのですが、私の考え方が間違つておるのか。ただ大会をやつてお願ひしますということだけで事を終らうとするのか、そこらの根拠をやはり明確にお答えを願つておきたい、こう思ふわけです。

○池田参考人 中村先生のおっしゃるおりの問題が焦点だと私も思ふ。ただ、労働の対価を正確に米価の中で要求をする、そういう問題のほかに、先ほど申し上げましたように、地代だとか、そういうほかの要素も毎年合まつて解決しておりますので、そういうこともひとつ突進とあわせて、労働の対価をどういふふうに正當に確保するか、これがやはり基本だと思ふ。

○中村参考人 中村先生がおっしゃいましたとおり、私も、農民の米価要求は、農民が自分の労働に対する正當な社会的な評価を得たいといふ、そういう要求から出た運動である、このよう

に考へておりますし、實際農民の米価要求の運動は、初めからそういう方向づけで現在まで進んできておるし、また農民の意識の中にも、出かせぎその他を通じて自分の農業労働に対する評価を適正にしてみたいといふ意識が高まつておると、このように考へております。

○中村時委員 そこで、ひとつ、それであつたら、今度は農協と農業会議所にお願ひしておきたい。そうなる、いま言ったように、労働に対するところが焦点になる。ところが、地元に戻つてみますと、わしは地主だ、組合長をしておるのだ、そういう労働者の感覚とは違ふのだといふうなもの、その態度を持つていらつしやる方もたくさんおるのを見受けられるのですよ。そういうことは、やはり一つの組織を持つていらつしやる中であるいはまた、そういうような考へ方があれば、一町歩を持つておるところと一反歩を持つておるところと同じ農機具を売つていくようなことをおそろく今後はなさないと思ひますが、これはお願ひであります。そこで、そういうふうな観点があれば、今度の米価の問題でもはつきりしてくる。たとえば投下労働に対して日数が限定されてきております。しかるに、生産量は昨年度よりもわずかながら上回つてきておる。そうすると、それは技術の向上であります。生産性に伴うところの報酬であります。やはりそういう観点を明確にして、ひとつづつ御努力を願ひたい。もちろん、これはもう一つの柱であるところの地代の問題、これにまで発展するのでなければ、きょうは時間がありませんで、いづれいゝ御意見を伺ひたいと思つておりますが、ぜひとも皆さん方も努力をしていただきたい。私たちが適正なる立場に立つて、わずかな人間でありますけれども、下からの突き上げでは全精力をかけて努力していきたくと思つておりますから、がんばつていただきたいと思ひます。

○本名委員長 神田大作君。  
○神田(大)委員 非常に時間がないようござい

ますから、私、簡単に二、三お尋ね申し上げます。まず第一に、農業会議所の池田さんにお尋ねをいたします。

現在、米価審議会でもつて非常な努力をされて、米価の算定方式を中心といたしまして議論をしておりますが、このように毎年毎年米価審議会として議論すること自体については意味があると思ふのであります。しかしながら、効果的にはもつと米審のあり方に対して検討すべき点があるのではないだろうか、米価を決定する方式としてもつと適切な方法はないものかと思ひます。われわれも非常に悩んでおるようなわけでありまして、われども、これらに対して、中央会並びに農業会議所としては、米審のあり方についてどのような考へを持つておるか、お尋ねいたします。

○池田参考人 米審のあり方につきましては、いろいろ議論がされておる。われわれの内部におきましてもいろいろ議論があつた問題でございませぬ。農協のほうも若干ニュアンスの違ふ点がございます。結論は、食糧法で、生産者米価と消費者米価が、先ほどお話がございましたように、切り離された形で規定されておる。しかも制度の上では米審を開かなければならぬ、こういうことに相なつておる。そういたしますと、米審におきましては、生産者米価を審議する場合には、必ずしも消費者代表的な方にこれに参加しないでもいいじゃないか。いわゆる生産者と学識経験者を中心としてやればいんじゃないか。ただ、その場合に、これは特に政府に対する注文になります。どうも中立委員というものはほんとうの意味の中立的なのか、その辺の人の選が必ずしも適切じゃないという感じをわれわれは持つておるわけでありませぬ。そういうふうな考へ方での米審のあり方――消費者米価の場合には必ずしも生産者の代表は出る必要がない、われわれの組織の中ではそういう意見が出ておりますので、御参考までに申しておきます。

るわけですが、いま米審の開催中で、少なくともあつてやつておることでもございませぬから、これはこの次に私も大臣を前にして検討していきたくと思ひます。

それで、次に、木下さんにお尋ね申し上げます。皆さんの認識が足りないというわけでもないが、いわゆる政府の宣伝に感わされておるのではないかといい点があるわけですね。千五百億円からの赤字があるといふながら、実質的な赤字は百九十億円。これはこの間の委員会でも、買上げ価格と消費者米価とのほんとうの差額は幾らかといふと百九十億円、あとの費用は、食糧庁の人員費、保管料あるいは運賃、そういう諸雑費でもつて一千億円からある。それを政府が赤字だ、赤字だと誇大に宣伝したもので、米価が上がるのとまた物価が上がるというふうな認識を与へられておると思ふのであります。そういう意味合いにおいて、もつと生産者と消費者が話し合ひをする場をつくつて、なるほど生産者米価はこのくらいの価格でやむを得ないんだというふうな認識を深める意味において、そういう御努力をされておると思ふのですが、そういう点について、消費者の皆さんは食糧赤字の内容を知つておるかどうか、お尋ね申し上げたいと思ひます。

○木下参考人 先生のおっしゃいましたように、多くは知つておらないと思ひます。しかし、ただいま私どもがこういう考へ方ではございませぬというところで整えておられますようなものは、実はそういうふうな勉強したからこそ、これはこういうものではないかと考へておる。これは、実は、特に、前々でございませぬが、生活協同組合側の代表者で、たしか米価審議会にも加つておりました。なくならぬ先生がおっしゃる問題は、食糧管会計の中で処理すべきものであるかどうかというところは、長年私どもも主張しておりました。実は、そういう性格のものも問題としておりますけれども、一般的にそういう点で、マスコミとかい





という政策的な状況のもとにおいては、私は、別々に切り離して、その時点における諸条件のもとでそれぞれの米価を決定するほうが妥当ではないか、このように考えます。

○赤羽参考人 食糧管理法の精神は、現在の法律どおりに守っていただきたいと思ひますし、生産者米価と消費者米価の関連というものはごっちゃではないはずでございまして、それぞれさう然と区別して御検討をいただくのが至当ではないか、こう考えております。

○中野(明)委員 これで終わります。

○本名委員長 森田重次郎君。

○森田委員 私は、中村さんによつてお尋ねしたい。と申しますのは、あなたの会ではいつも非常に高い評価をいたしておる。これは、きょうのあなたの議論の運び方を聞いておられますと、なかなか論理的に明快なもので、しかし、どうもちょっとどういふところでこんな差異がでるのだからか。やはり農民諸君の見方から見れば、そういう見方もある。さつきあなたのためによると、一俵一万一千円という計算のようですね。そうだと、ちょうど一石になると二万七千五百円になる。ところが、池田さんあたりの計算だと二万二千円台ということになる。片一方、またほかのなによつと、それと相当開きがあるというふうなことで、ここいらにやはり一つの迷いが生ずる種になるのではないか。何回も私は、あなたのほうではどういふ計算でこんなことになるのかなどと思つておつた。百人の労働者のあれを標準にした、これは相当開きがあるものになるだろう。これはよくわかるのです。

次は、さつきあなたのお話だと、山間部の実際小面積の耕作条件の非常に悪いもの、そこで理論からいえば、限界効用説からいえば、戦時中に食糧を絶対に確保しなければならぬという絶対条件のもとに無理に経営した場所があるわけだ。ところが、現在のような世の中になりますと、実際採算がとれない経営になるのは、限界効用説でもあなたよくおわかりのとおりだと思ふ。そうなると、一体どの限界で耕作面積——いろいろな条件がありまされども、きょうは耕作面積について特にお伺いしたい。一戸当たりの耕作面積がどの程度の農家を温存して、これを育成して農村の核体にするかというところに、若干時代の流動性の上から考えてみて、非常に大事な争点がひそんでいられるように、実はあなたのお話から感得いたしましたので、その点にちょっと疑問を持ったのです。そういう国際競争、いま赤羽さんのおっしゃった工業化の傾向、それと農村、それといまの限界効用説の点が入ってくる。そうすると、日本の農村がある程度流動する。第一種兼業、第二種兼業、それでももちろん生活がある程度確保されておる分には、私は、それも一つの生活の方法じゃないか、もつと大きく考えていふように実は考えていたのです。そこで、最後に、もう一べん同じことを繰り返すようでありまされども、この面積限度のものほど、どこまでも中核体として育成していきたいというこの基準の立て方に、私は非常に問題があるように前から考えておつたのです。あなたは非常に理論的に研究なさつておいでのようにありますから、この見通しについて、ひとつ御意見を聞いておきたい。ただ現状維持論で、農村でいまの農業をやつていられる人は全部米価によつて生活安定を得ようということだと、なかなか簡単に割り切れない問題があるように私は考えているのですが、なかなかあなたにお会いする機会がないので、きょうはお会いする機会をつくつていただきたというところで、これらの点だけ御見解をお伺いしたい。

と、一体どの限界で耕作面積——いろいろな条件がありまされども、きょうは耕作面積について特にお伺いしたい。一戸当たりの耕作面積がどの程度の農家を温存して、これを育成して農村の核体にするかというところに、若干時代の流動性の上から考えてみて、非常に大事な争点がひそんでいられるように、実はあなたのお話から感得いたしましたので、その点にちょっと疑問を持ったのです。そういう国際競争、いま赤羽さんのおっしゃった工業化の傾向、それと農村、それといまの限界効用説の点が入ってくる。そうすると、日本の農村がある程度流動する。第一種兼業、第二種兼業、それでももちろん生活がある程度確保されておる分には、私は、それも一つの生活の方法じゃないか、もつと大きく考えていふように実は考えていたのです。そこで、最後に、もう一べん同じことを繰り返すようでありまされども、この面積限度のものほど、どこまでも中核体として育成していきたいというこの基準の立て方に、私は非常に問題があるように前から考えておつたのです。あなたは非常に理論的に研究なさつておいでのようにありますから、この見通しについて、ひとつ御意見を聞いておきたい。ただ現状維持論で、農村でいまの農業をやつていられる人は全部米価によつて生活安定を得ようということだと、なかなか簡単に割り切れない問題があるように私は考えているのですが、なかなかあなたにお会いする機会がないので、きょうはお会いする機会をつくつていただきたというところで、これらの点だけ御見解をお伺いしたい。

○中村参考人 非常に基本的な問題についての御質問をいただきました。恐縮しておりますが、私のお答えできる限りお答えしたいと思います。いろいろ御質問の点がございまして、うまくお答えできるかどうかわかりませんが、御質問の一番の焦点である、一体それではどの辺の規模の農家を押しよるとされておるのかという御質問、これは米価との関係でいえば、おそらく一

体どの辺の規模の農家を対象として米価補償をしようとしているのかという御質問になるかと思ひます。そういう理解でお答えいたしますと、これはどこで線を引くべきかという現実の政策上のきめ手もなければ、理論的なきめ手もないのではなからと思ひますけれども、やはりここできめ手ということを考えるならば、政策上の目標というものが一番のきめ手になるかと思ひます。反対側のほうからお答えするようになって恐縮でございしますが、たとえば自立経営農家というものを育成するという観点からの目標で米価を決定しようとする階層農家が大体どのくらいの面積かということを出てまいらうかと思ひます。その自立経営農家の規模をかりに二町五反なら二町五反としたますれば、そういう農家が育成されるような米価というものが考えられるかと思ひます。私への御質問の中で、おまえたちの要求米価は毎年高い感じがするがという御質問でしたが、これにつきましましては、私どものほうでは、政府がいま食糧法によつて米を農家から全量買い上げるといふ仕組みになっております。したがつて、極端な表現で少し無理かと思ひますが、そういう制度下において、一俵でも政府に米を売り渡す農家、そういう農家に対して政府は生産費と所得を補償してやる政策上の義務がある、私たちはこう考えます。しかし、一俵が妥当かあるいは五俵が妥当かということについては、いろいろまた政策上の立場の違いによつて議論があるかと思ひます。この場合、御承知かと思ひますけれども、農林省は現在五俵以上政府に米を売る農家を対象にして作業をしておるようでありま。われわれは、これについては一俵以上というように理屈の上では考えまされども、ただ、いまのところ、そういう詳しいデータがわれわれの手元にはございせん。したがつて、やむを得ず、生産費でいわず八〇%のバルクラインを引きまして、八〇%以上の農家にとっては生産費と所得を償うような米

価にしておきたい、そういう立場に立つて毎年計算しておる次第であります。それが高くなりますのは、御指摘のありましたように、一つには労賃評価の問題でございまして。この労賃評価については、私が先ほど申し上げたような観点に立つております。もう一つ高くなる要因となつたしましては、御承知かと思ひますが、八〇%のバルクラインをとるといふことが、われわれの要求米価が相対的に高いという感じを与える数字が出てくるというふうなわれわれは考えております。そういういたしますと、またさらに、御指摘のありました生産性の問題がこれにからんでまいりますが、私、先ほど中野先生の御質問にお答えした中で、限界農家がだんだん変わつてきているということをお申し上げましたけれども、このバルクライン問題を考えまされども、農林省の生産費の分布をよく見ますと、バルクライン農家だからといって、いつでも生産性が低いわけではございせん。毎年生産費の分布を見まして、八〇%バルクライン農家に相当する線を見ましても、毎年毎年、わずかつつではありますけれども、生産性は上昇してまいつてきております。そこにやはり農民の努力を見ることができると同時に、こういう農業近代化がいろいろ進められておる中では、バルクラインという問題も次第に農業の動きに応じて変化してまいりますので、われわれの米価の算定のしかたも、それに応じた変化は取り入れておるつもりでございまして。

抽象的で、御質問に十分お答えできなかったかと思ひますけれども、ただいま早急に頭に浮かんだお答えとしては以上でございまして。

○森田委員 ありがとうございます。御意見については、若干私も議論したい点もあつたけれども、いずれまた個人的にお会いしてお伺いするということにいたしました。時間がありませんから、この程度で終わります。

○本名委員長 以上をもつて参考人の御意見に対する質疑は終わりました。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

げます。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を  
お聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。  
委員を代表して厚く御礼を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後一時二十六分休憩

〔休憩後は会議を聞くに至らなかった〕

昭和四十二年七月二十八日印刷

昭和四十二年七月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局